

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 岩屋ダム監査廊照明外取替工事
2 履 行 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内
3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月10日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、建設工事の業種区分「電気工事」の認定を受けており、かつ、希望工種を「一般電気工事」に登録していること。
- 3 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年1月16日 12:00 まで
- 4)提出先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5)質問書
提出期限 令和8年1月7日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年1月19日12:00までとします。
- 7)その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
- 4)契約書については、別添の請書によるものとします。

岩屋ダム監査廊照明外取替工事

仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所が施行する、岩屋ダム監査廊照明外取替工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内

第3節 工事の内容

本工事は、岩屋ダムに設置している照明器具外の取替を行うものである。

- (1) 照明器具外 据付・撤去 1式
- (2) 見学者案内用スピーカ 据付・撤去 1式
- (3) 配線・配管及び撤去 1式

第4節 工期等

工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和8年3月10日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土日を含んでいる。

第5節 工事数量等

本工事の工事数量及び工事の範囲は、別添「工事数量総括表」のとおりとする。

第6節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第7節 設計変更等

施工内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第8節 工事現場発生品

1. 次の現場発生品は担当職員に引き渡すものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
LED照明器具		灯	5	
ホーンスピーカ		台	1	
その他配線材料		式	1	

2. 引渡し場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内

第9節 建設副産物等

9-1 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、電子データで担当職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は工事完成時に電子データで担当職員に提出するものとする。

第10節 施工管理

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める電気通信設備工事施工管理基準（平成31年4月）によるものとする。

なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、担当職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める電気通信設備工事施工管理基準（平成31年4月）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に一致しない場合は、担当職員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第11節 工事中の安全管理

11-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

11-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- ① 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
 - ② 転落・墜落による人身事故防止
 - ③ 架空線、埋設管等の損傷事故防止
2. 受注者は、作業計画を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を定めておくものとする。
3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛け業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

第12節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第13節 交通安全管理

受注者は一般車両と共に用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

第14節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 器具及び材料

第1節 器材等仕様

本工事で使用する器材及び仕様は、次表のとおりとする。

なお、指定された器材については、仕様等が確認できる資料等（以下、「器材に関する資料」という。）を作成するものとする。

	(2) 外径 22mm (3) 付属品 サドル含む。	
ケーブル接続材 (直線用)	(1) 工法 レジン注入 (2) 心数 3C (3) 接続方式 直線接続 (4) 付属品 レジン、テープ、 モールドケース、 サンドクロス等含む	○
ケーブル接続材 (分岐用)	(1) 工法 レジン注入 (2) 心数 3C (3) 接続方式 分岐接続 (4) 付属品 レジン、テープ、 モールドケース、 サンドクロス等含む	○
スイッチボックス	(1) 種別 1個用2方出 (2) 適合管 VE22	
防水埋込スイッチ	(1) 定格電圧 300V (2) 定格電流 15A (3) 回路方式 片切 (4) 結線方式 電線差し込み式	

○：作成対象

第2節 材料の保管

受注者は、工事器材を使用するまでに絶縁劣化及び性能低下をきたすことがないよう、これを保管しなければならない。

なお、性能低下等により工事器材の使用が不適当と担当職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する器材については、再度確認を受けなければならない。

第3章 工事共通

第1節 立会による確認

受注者は、次表の施工について、担当職員の立会による確認を受けなければならぬ。

種 別	細 別	内 容	備 考
絶縁抵抗測定		各系統の絶縁抵抗	右岸監査廊照明
照明点灯試験		点灯状況	右岸監査廊照明
音声放送試験		放送状況	ダム左岸

第2節 工事完成図書の納品

工事完成図書は以下のとおりとする。

- (1) 工事完成図書（紙納品） 1部（器材に関する資料、完成図、工事写真等）

第3節 ウィルス対策

受注者は、担当職員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、担当職員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルスチェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第4節 情報の漏洩、窃用等の対策

1. 受注者は、工事の施工のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に関し発注者から提供を受けた情報については、工事完了後又は、工事期間中において発注者から返還を求められた場合、社内情報を削除し、速やかに直接発注者に返却するものとする。工事の実施において付加、変更、作成した情報についても同様とする。

第4章 設備工

第1節 一般事項

器材等の搬出入に際して既存施設を取り外す必要のある場合は、担当職員の許可を受けた後に行うものとし、作業完了後は現状復旧を行うものとする。

第2節 設備停止

受注者は、本工事の施工において既設設備が停止する場合は、担当職員と作業工程、作業時間、設備停止時間等の調整を行うものとする。

第3節 据付等

機器の配置、据付及び配線等は、参考図を基に受注者において作成した施工図、電気通信設備据付標準図集及び以下によるものとする。

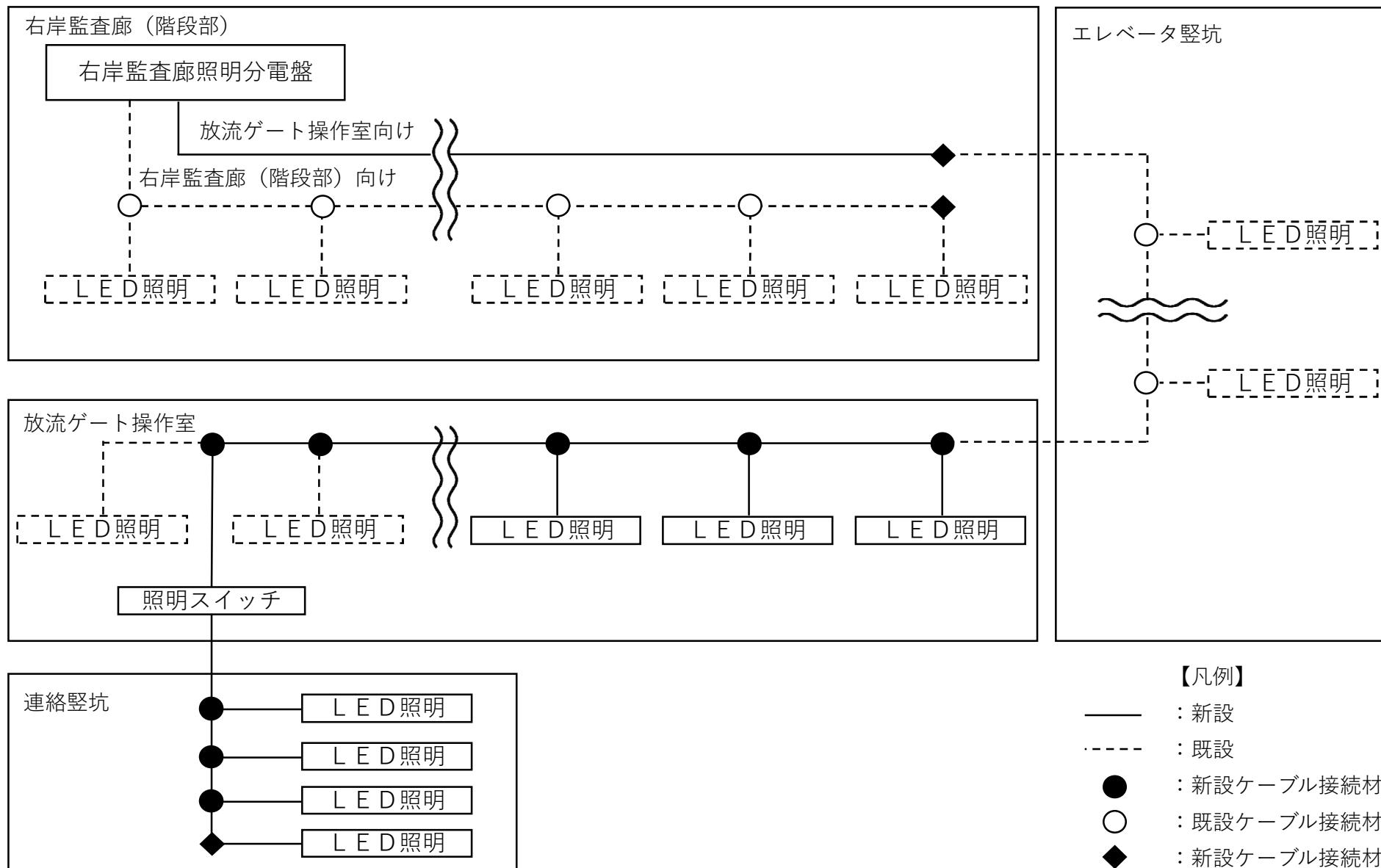
1. LED照明器具の据付にあたっては既設アンカーを流用するものとするが、新たにアンカーボルトの施工を行う場合は担当職員と協議するものとする。
2. ケーブルおよび配線器具類について、絶縁抵抗の低下を抑制するため、接続部に適切な防水措置を行うものとする。また、ケーブルの要所には、合成樹脂製、ファイバ製などの名札を取付け、回路の種別、行先などを表示するものとする。
3. 既設照明用幹線ケーブルについて、右岸監査廊1Fエレベータ前にて切断し、放流ゲート操作室向けと右岸監査廊（階段部）向けに分ける（系統分け）ものとする。なお、本工事の施工後の系統は右岸監査廊照明設備系統図（別図-1）のとおりとする。
4. 3. で系統を分けた右岸監査廊（階段部）向け照明用幹線ケーブルについては、ケーブル接続材（直線用）を使用して既設LED照明器具と接続するものとする。なお、接続後に照明用幹線ケーブル（LED照明器具を含む）の絶縁抵抗測定を行うものとする。
5. 3. で系統を分けた放流ゲート操作室向け照明用幹線ケーブルについては、既設右岸監査廊照明分電盤から新設するケーブルへケーブル接続材（直線用）を使用して接続するものとする。なお、接続後に照明用幹線ケーブル（LED照明器具を含む）の絶縁抵抗測定を行うものとする。
6. 放流ゲート操作室内に新設する照明用幹線ケーブルについては、B1Fエレベータ前にてケーブル接続材（分岐用）と接続するものとする。なお、接続後に照明用幹線ケーブル（LED照明器具を含む）の絶縁抵抗測定を行うものとする。
7. 放流ゲート操作室内の既設LED照明器具について、既設照明用幹線ケーブル撤去時に既設の各LED照明器具の絶縁抵抗測定を行うものとする。なお、測定方法は別途、担当職員と調整するものとする。
8. 7. の絶縁抵抗測定結果により既設LED照明器具の絶縁不良が疑われる場合は、LED照明器具の取替の有無について担当職員と協議するものとする。なお、協議の上、LED照明器具の取替を行う場合はケーブル接続材（分岐用）を使用し照明用幹線ケーブルと接続するものとし、設計変更の対象とする。

9. 既設右岸監査廊照明分電盤については、既設配線用遮断器へ放流ゲート操作室向け照明用幹線ケーブルと、右岸監査廊（階段部）向け照明用幹線ケーブルを接続するものとする。なお、右岸監査廊照明分電盤へ放流ゲート操作室向け照明用幹線ケーブル用として新たに通線口を設けるものとする。
10. B1Fエレベータ乗降口から放流ゲート操作室へ至る通路に設置するLED照明器具については、ケーブル接続材（分岐用）を使用して新設する照明用幹線ケーブルと接続するものとする。
11. 連絡堅坑の照明器具は既設ケーブルおよび配線器具類とともに取替を行うものとする。
12. 連絡堅坑に設置するLED照明器具については、幹線ケーブルからの分岐部にケーブル接続材（分岐用）を使用し、末端はケーブル接続材（直線用）を使用するものとする。
13. 連絡堅坑に設置するLED照明器具については、放流ゲート操作室内にスイッチボックスを設置し照明の入り切りが可能なこととする。なお、スイッチボックスの両端は硬質ビニル電線管を使用するものとする。
14. 各照明用幹線ケーブルおよびLED照明器具の設置が完了した後、系統毎に絶縁抵抗測定を行うものとする。
15. ダム左岸に設置の見学者案内放送用スピーカはポール取付とし、取替後の設置位置も同様の位置とする。また、スピーカへ接続するケーブルは既設流用とする。

第4節 撤去

1. 既設設備の撤去品は、次のとおりとする。
 - (1) 照明器具 5灯
 - (2) ホーンスピーカ 1台
 - (3) その他配線材料 1式
2. 撤去品は、第1章第8節の工事現場発生品として適切に処理しなければならない。

右岸監査廊照明設備系統図



工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 岩屋ダム監査廊照明外取替工事

独立行政法人 水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム監査廊照明外取替工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
電気設備			式		1		
ダム施設電気設備工			式		1		
電灯設備設置工			式		1		
照明器具設置	防浸形直付FL20W×1相当 電源ケーブル付属		灯		7		
放送設備設置工			式		1		
スピーカ設置	ホーンスピーカ30W		台		1		
電灯設備撤去工			式		1		
照明器具撤去	防浸形直付FL20W×1相当 電源ケーブル付属		灯		5		
放送設備撤去工			式		1		
スピーカ撤去	ホーンスピーカ30W		台		1		
配電線設備工			式		1		

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム監査廊照明外取替工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
配管・配線工		式		1			
屋外配管	VE 径 22mm	m		3			
屋外配線	CVケーブル(600V架橋ボリケーブル) 3心 600 V 5.5mm ² ×3C 露出配線	m		10			
屋外配線	CVケーブル(600V架橋ボリケーブル) 3心 600 V 5.5mm ² ×3C 管内配線	m		3			
屋外配線	CVケーブル(600V架橋ボリケーブル) 3心 600 V 5.5mm ² ×3C	m		78			
屋外配線	VCTケーブル(ビニルキャブタイヤケーブル) 3心 60 0V 1.25mm ² ×3C	m		3			
ケーブル端末処理 照明分電盤加工接続		箇所		1			
ケーブル接続(直線)	レジン注入形 直線接続	箇所		3			
ケーブル接続(分岐)	レジン注入形 分岐接続	箇所		13			
スイッチボックス設置		個		1			
埋込タップ・スイッチ設置		個		1			

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム監査廊照明外取替工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
配管・配線撤去工		式		1			
屋外配管撤去	VE 径 22mm	m		3			
屋外配線撤去	接続材含む 露出配線	m		10			
屋外配線撤去	接続材含む 管内配線	m		3			
屋外配線撤去	接続材含む ラック配線	m		35			
屋外配線撤去	接続材含む 露出配線	m		3			
直接工事費		式		1			
共通仮設費		式		1			
共通仮設費(率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			

工事数量総括表

工事名	岩屋ダム監査廊照明外取替工事						(当初)
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
工事費計			式		1		

岩屋ダム監査廊照明外取替工事 参考図

図面目録

番号	図面名称
1	ダム周辺位置図
2	右岸監査廊 照明配置配線図

工事名	岩屋ダム監査廊照明外取替工事		
名称	図面目録		
登録番号	-	整理番号	-
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所			

ダム周辺位置図



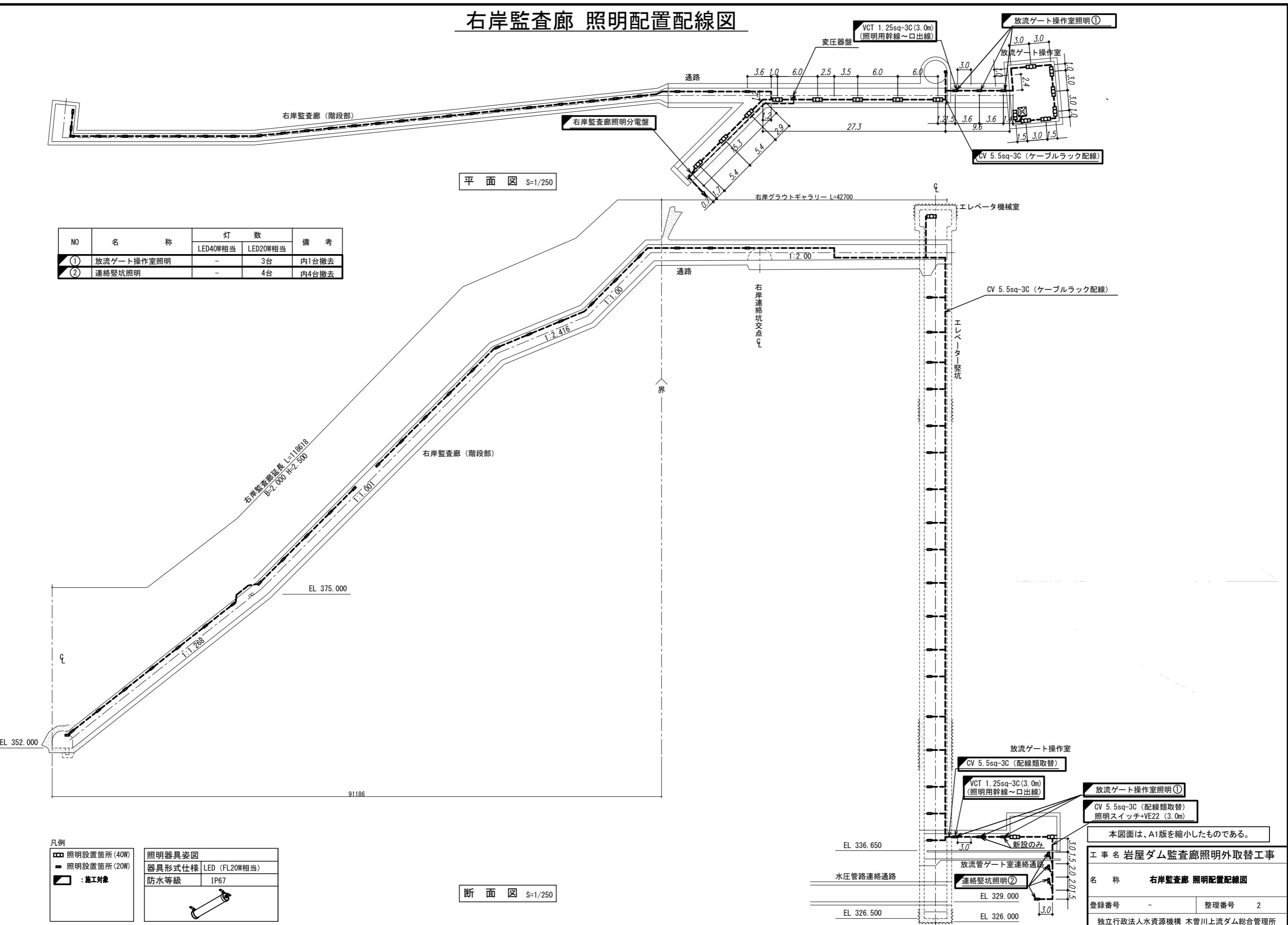
工事名 岩屋ダム監査廊照明外取替工事

名称 ダム周辺位置図

登録番号 - 整理番号 1

独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

右岸監査廊 照明配置配線図



(案)

請　　書

1 件　　名　　岩屋ダム監査廊照明外取替工事

2 場　　所　　岐阜県下呂市金山町卯野原地内　岩屋ダム

3 期　　間　　自 令和　年　月　　日

至 令和　8年　3月10日

4 請負代金額　　¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和　年　月　　日

受　注　者

独立行政法人水資源機構　分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長　犬童　眞二　　殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 真二 殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月24日に交付された「岩屋ダム監査廊照明外取替工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例)
 - ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、 △△組 が契約の相手方となる。

- 例)
 - ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-		123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、 ◎◎工業 が契約の相手方となる。